

富山県立大学附属図書館司書業務委託契約書

富山県立大学附属図書館の司書業務について、公立大学法人富山県立大学（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は次に掲げる富山県立大学附属図書館司書業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 業務の名称 富山県立大学附属図書館司書業務委託

(2) 委託業務の内容 管理事務、収集整理、サービス業務、その他付随する司書業務

2 受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に定めるもののほか、別紙の業務委託仕様書に基づき、法令を遵守し、委託業務を履行しなければならない。

3 発注者は、委託業務を完了させるため、この契約書及び業務委託仕様書に定められた範囲内において業務に関する指示を、受注者又は第9条第2項に定める受注者の従事責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の従事責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは業務委託仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、受託にかかる一切の業務を自己の責任において履行しなければならない。

（委託期間）

第2条 委託期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 発注者は受注者に対し、委託料として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 受注者は、契約保証金として金 円を発注者に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息は付さない。

4 発注者は、受注者が業務委託を完了したときは、第1項に定める契約保証金を受注者に還付する。

（業務計画書の提出）

第5条 受注者は委託契約の締結後、速やかに業務委託仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は発注者に対し、業務計画書に変更が生じる場合はその都度届出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(善管注意義務及び守秘義務等)

第8条 受注者は常に善良な管理者の注意をもって契約の履行にあたるものとする。

- 2 受注者及び委託業務に従事する者（以下「運営スタッフ」という。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 3 受注者及び受注者の運営スタッフは、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。
- 4 受注者は、受注者の運営スタッフに対し、第2項及び前項の秘密保持に努めさせなければならない。また、この契約の終了後も同様とする。
- 5 受注者は、常に受注者の運営スタッフの品位の保持に努めるとともに、その資質の向上を図らなければならない。また、受注者の運営スタッフが委託業務に従事している間は、発注者の職場の規律に従って行動させなければならない。

(責任者の設置等)

第9条 受注者は委託業務の実施にあたり、業務が円滑に処理できるよう、業務に適した者を適正に従事させなければならない。

- 2 受注者は、自己の責任において業務の指揮監督を行うため、運営スタッフの中に従事責任者を配置しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の運営スタッフがその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、受注者に対し必要な措置をとるべきことを請求することができ、受注者は誠実にこれに対応しなければならない。

(契約の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上これを定めるものとする。

- 2 受注者は、委託業務について、利用者へのサービス向上の見地から又は技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき業務の内容の変更を提案することができる。

(業務に要する必要経費の負担)

第11条 受注者の運営スタッフが業務遂行に必要な設備及び備品等は発注者の負担とする。

(機器等の使用)

第 12 条 受注者の運営スタッフは、発注者が管理する機器設備、電子計算機システム及びアプリケーション・ソフトウェア等を委託業務実施に必要な限りにおいて使用することができる。

- 2 受注者は、受注者の運営スタッフの故意又は過失により前項の機器設備等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者受注者協議の上、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償するものとする。

(業務の調査等)

第 13 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき、報告を求め、又は調査することができる。

(月間業務報告)

第 14 条 受注者は、業務委託仕様書に定めるところにより、月間業務報告書を発注者に提出するものとする。

(業務完了報告書)

第 15 条 受注者は委託期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第 16 条 発注者は、第 3 条に規定する委託料を月割により毎月支払うものとする。

- 2 受注者は、第 14 条の月間業務報告書について確認を受けたときは、発注者に対して前月分の委託料の支払を請求することができる。
- 3 発注者は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に前項の委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第 17 条 受注者は、委託期間中、受注者又は運営スタッフの責めに帰する理由により、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 発注者は、運営スタッフが勤務中、第三者から危害を加えられた場合でも損害賠償の責めを負わないものとする。
- 3 発注者は、第 1 項の損害を受けたときは、7 日以内に書面をもって受注者に通知するものとする。

(契約の解除)

第 18 条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れのあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 取締役等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は、履行部分に対して相当と認められる金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引き取るものとする。
- 3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金及び損害賠償）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

- (1) 第18条第1項及び第19条の規定による場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債

務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 受注者は、第1項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。
- 4 第18条第3項の規定による契約の一部又は全部の解除により受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第21条 受注者は、この契約に関して第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第19条第1項第1号又は第2号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 第19条第1項第3号に該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第22条 受注者は、委託業務を処理するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第23条 受注者は、委託業務に関する法律、政令、省令、条例、規則を遵守しなければならない。
2 受注者は、委託業務の実施に関する発注者の必要な指示に従わなければならない。

(協議)

第24条 この契約について、疑義のある事項又は定めのない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 富山県射水市黒河 5180 番地
公立大学法人富山県立大学
理事長 山本 修

受注者

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下

の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。